

輸出通関手続きに係る他法令

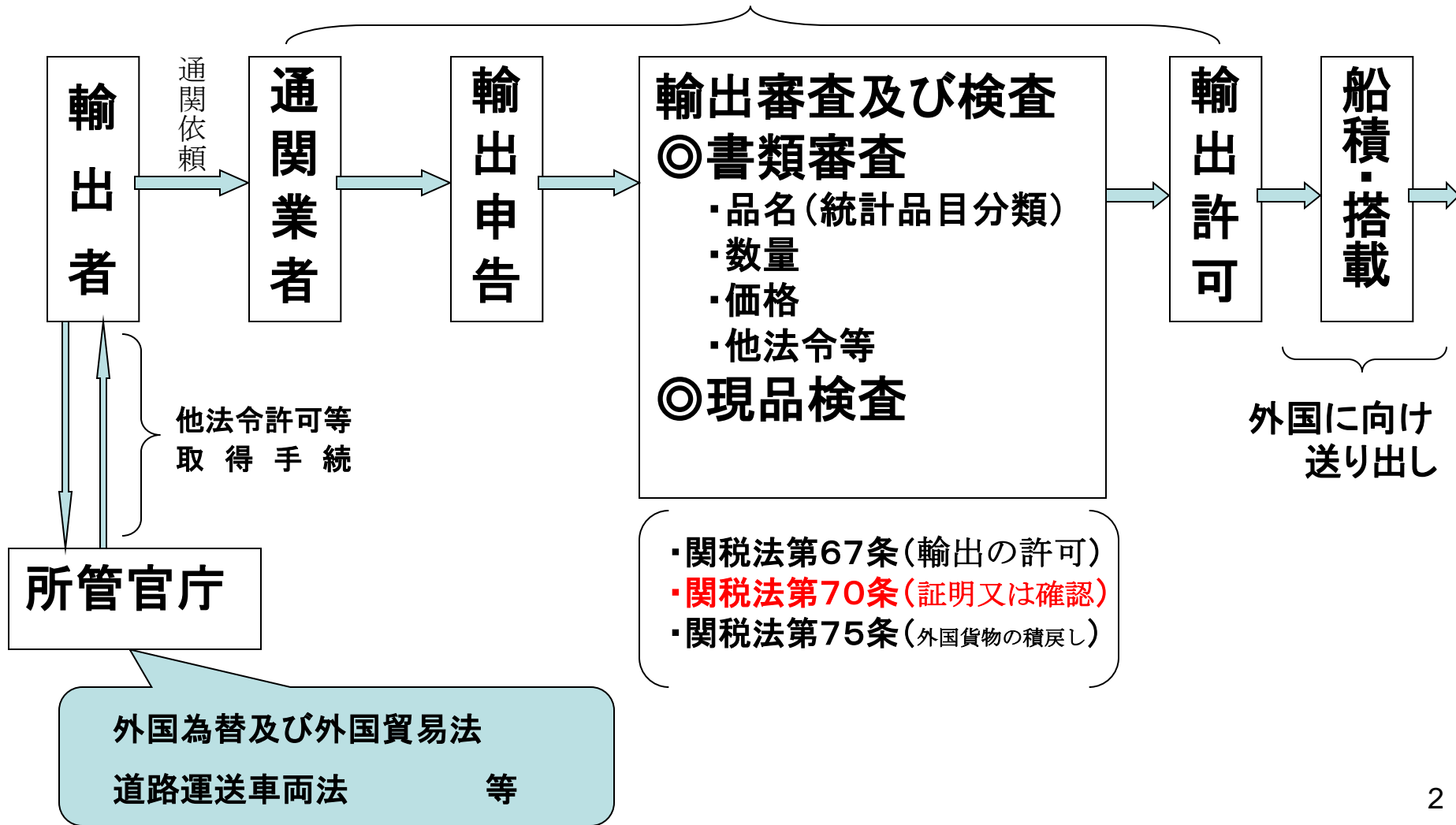
平成28年10月4日



名古屋税関業務部
特別審査官(第1担当)

輸出通関手続きの流れ

税関における輸出通関手続



輸出通関

「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。……関税法第2条第1項第2号

一連の連続行為

貨物の保税地域への搬入、輸出申告、貨物についての必要な検査、輸出の許可を経て船積

税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(関税法第67条)

外国貨物と内国貨物

外国貨物・・・輸出の許可を受けた貨物及び
外国から本邦に到着した貨物
(外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む)
で輸入許可される前のもの

内国貨物・・・本邦にある貨物で外国貨物でないもの
及び本邦の船舶により公海で採捕された
水産物

輸出申告書

記載事項（税関様式C第5010号）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量及び価格
- ② 貨物の仕向地、仕向け人の住所又は居所及び氏名又は名称
- ③ 貨物を積み込もうとする船舶（又は航空機）の名称（又は登録記号）
- ④ 輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域等
- ⑤ その他参考となるべき事項

具体的取扱い

- ① 品名：輸出統計品目表の分類による品名
- ② 数量：
 - a. 輸出統計品目表で貨物の種類ごとに定める単位
 - b. 正味数量(NET)
- ③ 価格：
 - a. 本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB価格)
(航空機の場合の輸出価格はこれに準ずる。)
 - b. 無償で輸出される貨物については、その貨物が有償で輸出されるものとした場合の価格

輸出申告に際しての添付書類

仕入書 (Invoice) 又は仕入書に代わる書類

場合によっては、次の書類も必要となります。

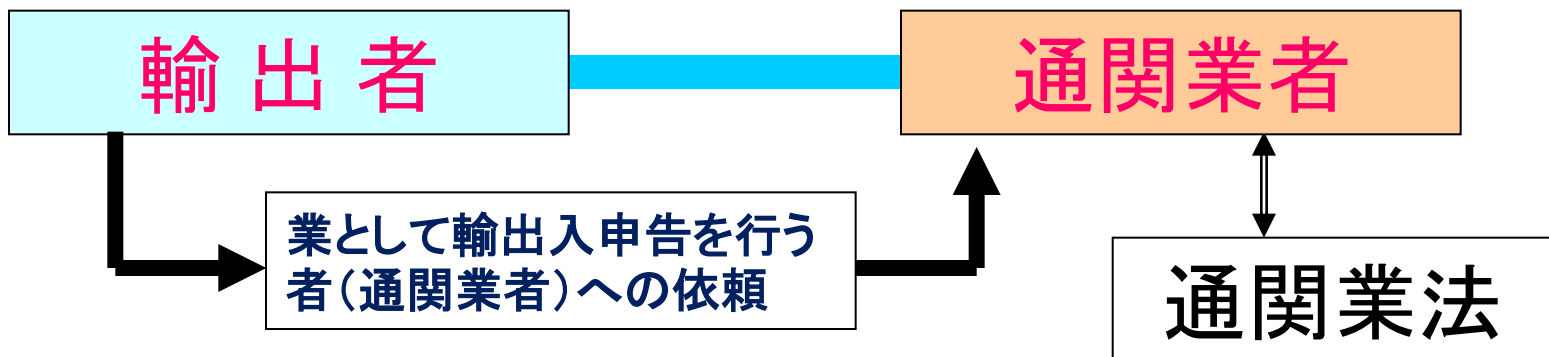
- ① 契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書等
- ② 法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類
- ③ 定率法等の規定 (関税の軽減、免除、又は払戻し) に関連して、特定の書類の提出を必要とされる書類
- ④ 消費税及び地方消費税を除く内国消費税の輸出免税を受けける貨物について、「輸出免税物品輸出証明申請書」又は「輸出申告書付表」

輸出申告者(代理申告)

通関業者は業として輸出入通関手続を代理することができる。
(通関業法第2条)

申告者はあくまでも貨物を輸出しようとするもの

※ 代理人が輸出申告する場合には、輸出者の押印は必要ないが、輸出者が自ら申告する場合には押印を要する。



輸出してはならない貨物

- ① 麻薬類
(麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、
覚せい剤及び覚せい剤原料)
……………法69条の2第1項1号
- ② 児童ポルノ ……………法69条の2第1項2号
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、
著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
……………法69条の2第1項3号
- ④ 不正競争防止法上の輸出規制品
……………法69条の2第1項4号

証明義務

他の法令により、輸出に関して、許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする場合においては、申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

証明がなされないときは、輸出の許可はしない。

関税法第70条第1項、第3項

税関で確認する輸出関係他法令(第70条1項)

| 法令名 | 主な品名 | 主管省庁 | 税関確認書類 |
|--|--|---|--|
| 【第1項関係】 | | | |
| 1. 外国為替及び 外国貿易法 (1) 輸出貿易管理令 (2) 外国為替令 | 武器・化学兵器等 (別表1) パーゼル条約、ワシントン 条約関連等の輸出規 制品等(別表2) | 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課 貿易管理課 財務省 国際局調査課外国為替室 | 輸出許可証、 輸出承認証、 特定記録媒体等 輸出等許可証等 |
| 2. 輸出入取引法 | 現在、対象なし | 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易管理課 | 輸出取引承認書 |
| 3. 文化財保護法 | 重要文化財又は 重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財 | 文化庁 文化財部美術学芸課 | 輸出許可書 |
| 4. 林業種苗法 | 現在、対象なし | 林野庁 森林整備部森林保全課 | |
| 5. 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律 | 鳥、獣及び それらの加工品等 | 環境省 自然環境局野生生物課 | 適法捕獲等証明書 |

税関で確認する輸出関係他法令(第70条1項)

| 法令名 | 主な品名 | 主管省庁 | 税関確認書類 |
|--------------------|---|--------------------------|-----------------|
| 6. 大麻取締法 | 大麻草及びその製品 | 厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課 | 大麻輸出許可書 |
| 7. 覚せい剤取締法 | 覚せい剤、覚せい剤原料 | 〃 | 覚せい剤原料輸出許可書 |
| 8. 麻薬及び 向精神薬取締法 | 麻薬、向精神薬 | 〃 | 輸出許可書等 |
| 9. あへん法 | あへん、けしがら | 〃 | あへん輸出委託 証明書等 |
| 10. 植物防疫法 | 顕花植物、しだ類又は せんたい類に属する植物、 有害植物、有害動物 | 農林水産省 消費・安全局植物防疫課 | 栽培地検査合格 証書等 |
| 11. 狂犬病予防法 | 犬、猫、あらいぐま、 きつね、スカンク | 農林水産省 消費・安全局衛生管理課 | 犬の輸出検疫証 明書等 |
| 12. 家畜伝染病予防法 | 偶蹄類の動物、馬、鶏、 あひる、みつばち、 ソーセージ、ベーコン等 | 〃 | 輸出検疫証明書 |

確認を受ける義務

他の法令の規定により、輸出に際して、検査の完了又は条件の具備を必要とする貨物については、税関における必要な検査又は審査の際、それぞれの法令の規定による検査が完了し、又は条件が具備されていることを税関に証明し、その確認を受けなければならない。

証明がなされないときは、輸出の許可はしない。

関税法第70条第2項、第3項

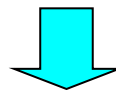
税関で確認する輸出関係他法令(第70条2項)

| 法令名 | 主な品名 | 主管省庁 | 税関確認書類 |
|--------------------|-----------|-----------------------------|------------------|
| 【第2項関係】 | | | |
| 1. 麻薬及び 向精神薬取締法 | 麻薬向精神薬原料等 | 厚生労働省 監視指導麻薬対策課 | 麻薬向精神薬 原料輸出届等 |
| 2. 道路運送車両法 | 中古自動車 | 国土交通省 自動車交通局 技術安全部管理課 | 輸出抹消仮登録 証明書等 |

輸出の許可

一般的に禁止されている輸出行為を
特定の輸出申告者に対してその禁止行為を解除し、
適法にこれを行わせる行政行為

- ① 輸出申告が適法にされていること。
- ② 審査・検査の結果、輸出貨物と申告書上の貨物との同一性が確認されていること。
- ③ 輸出してはならない貨物に該当する貨物でないこと。
- ④ 他法令(関税法第70条)の条件を充足していること。



税関長による輸出の許可

外国為替及び外国貿易法

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

輸出貿易管理令

別表1関係(輸出許可)



安全保障貿易管理

別表2関係(輸出承認)



需給調整、国際協定

(注) 以降、本資料の一部において経済産業省ホームページ掲載の資料を使用しております。

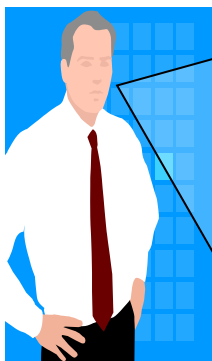
安全保障貿易管理の目的と手段①

<目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

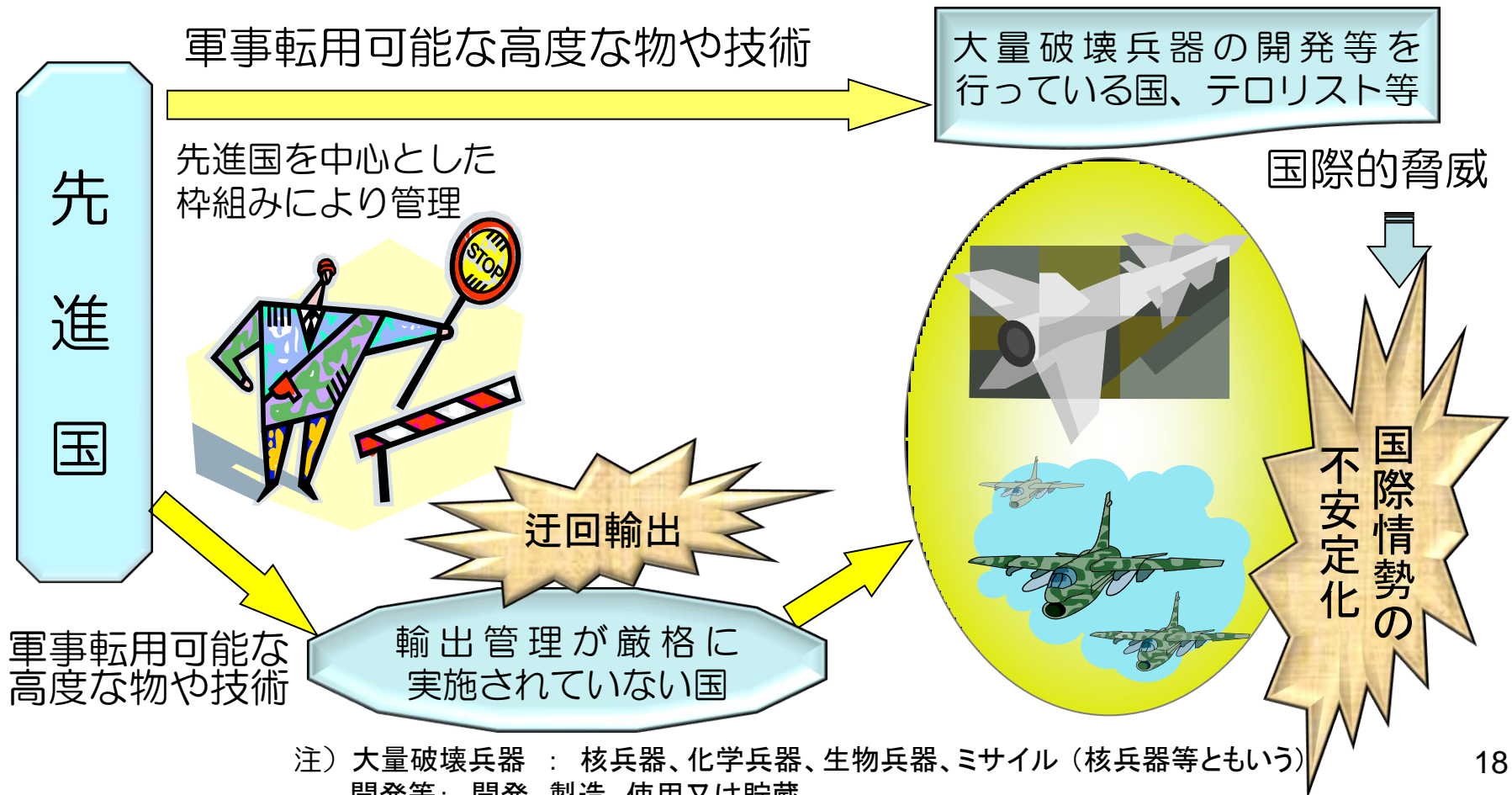
<手段>

武器や軍事転用可能な物・技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等の管理



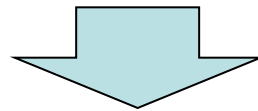
安全保障貿易管理の目的と手段②

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。



身近に迫る国際的脅威の高まり

- 長期安定政権の崩壊など、世界各国において、国際情勢の不安定化がもたらされています。
- 世界各国において、「テロ」に対する脅威が高まっています。



- 大量破壊兵器の開発国やテロリストは、輸出管理が不十分な組織を狙うかもしれません。
(中小企業や大学・研究機関であっても例外ではありません。)

➤ 大量破壊兵器の製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用（デュアル・ユース）であるため、偽装も容易。

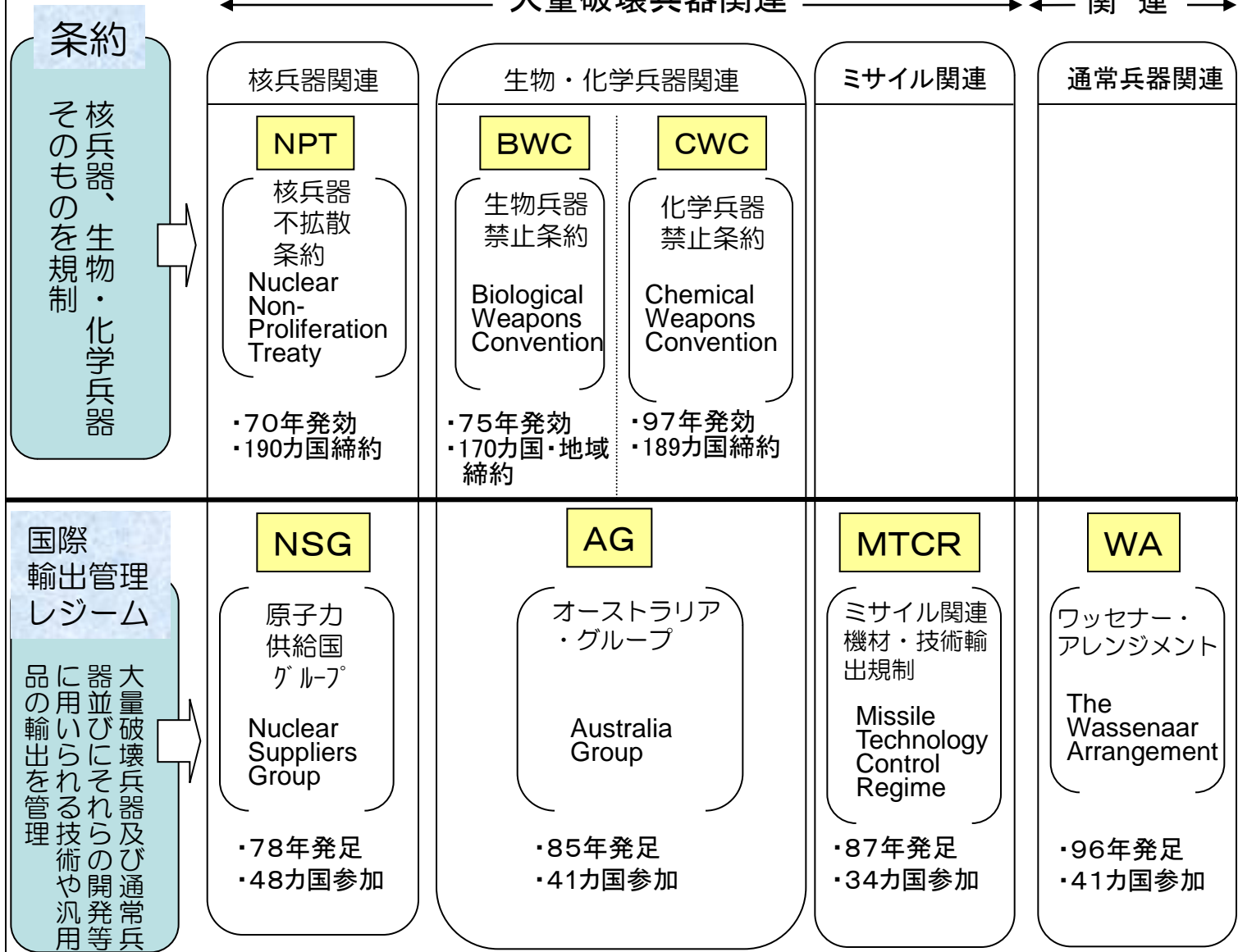
民生汎用品の懸念用途への転用例

・民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

| | 懸念用途 | 民生用途 |
|---------------|--|---|
| 工作機械 | ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造  | 自動車の製造 や切削  |
| シアン化 ナトリウム | 化学兵器の 原材料  | 金属めっき工程  |
| ろ過器 | 細菌兵器製造 のための 細菌抽出  | 海水の淡水化   |
| 炭素繊維 | ミサイルの 構造材料  | 航空機の 構造材料  |

国際輸出管理レジームの概要

国際的枠組



国内の枠組

外国為替及び外国貿易法

- ・輸出貿易管理令(物)
- ・外国為替令(技術)

防衛装備移転三原則

(2015年3月現在)

安全保障輸出法令の仕組み

(法律)
(政令)
(省令・告示)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令(輸出令)

外国為替令(外為令)

- ・輸出管理規則
- ・輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

- ・貿易関係貿易外取引等に関する省令
- ・技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める告示

輸出貿易管理令の運用について

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

- ・通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について
- ・大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について
- ・輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いることとなることを輸出者が知った場合の取扱いについて

- ・輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について
- ・大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続きに等について
- ・通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について

(通達)

(お知らせ)

安全保障貿易管理制度の概要

| 法律 | | 政 令 | | | |
|--|---------------------------|---|---|---|--|
| 外国為替及び外国貿易法 (外為法) | (物) 貨物 第48条 | 輸出貿易管理令 (輸出令) | リスト規制 大量破壊兵器等 キャッチオール規制 (補完的輸出規制) (平成14年4月導入) | 通常兵器 キャッチオール規制 (補完的輸出規制) (平成20年11月導入) | |
| | (技術) 役務 第25条 | 外国為替令 (外為令) | 別 表 第 1 | | |
| | | | 1～15項 | 16項 | |
| | | | 別 表 | | |
| | | | 1～15項 | 16項 | |
| 貨物：機械、部品、原材料など 技術：物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む) | なる規 制対 象の もの | 武器及び大量 破壊兵器等の 開発等に用い られるおそれ の高いもの | リスト規制以外で、 大量破壊兵器等の 開発等に用いられ るおそれのあるもの | リスト規制以外で、 通常兵器の開発、 製造又は使用に 用いられるおそれ のあるもの | |
| ホワイト国：米、加、EU諸国等の輸出管理 を厳格に実施している27カ国 国連武器禁輸国・地域： 国連の安全保障理事会の決議により武器の 輸出が禁止されているアフガニスタン、イラク、 北朝鮮 等11カ国 | 地域規 制対 象 等 | 全地域 向けが対象 | ホワイト国を除く 全地域向けが対象 | 国連武器禁輸国・地域 及びそれ以外の 非ホワイト国が対象 ※国連武器禁輸国・地域と それ以外の非ホワイト国向 けでは要件が異なる | |

リスト規制とは

輸出しようとする貨物が輸出令・別表第1の1～15項、又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- ・国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- ・品名・仕様をリスト化しており、その仕様(スペック)(※)に該当するものは、必ず輸出等の許可が必要
- ・全地域向けが対象

 **注意** 用途、需要者にかかわらず、たとえ海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要です。

(※)貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

| 項番 | 輸出許可品目名 | 項番 | 輸出許可品目名 | 項番 | 輸出許可品目名 | 項番 | 輸出許可品目名 |
|--------------|--------------------------|--------|----------------------|-----------------|------------------------------|---------------|--------------------------|
| 1 武器 | | (12) | 1 数値制御工作機械 2 測定装置 | (45) | 放射線遮蔽窓・窓枠 | (16) | ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等 |
| (1) | 銃砲・銃砲弾等 | (13) | 誘導炉・アーク炉・溶解炉等 | (46) | 放射線影響防止テレビカメラ・レンズ | (17) | ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他 |
| (2) | 爆発物・発射装置等 | (14) | アイソスタチックプレス等 | (47) | トリチウム | (18) | アビオニクス装置等 |
| (3) | 火薬類・軍用燃料 | (15) | ロボット等 | (48) | トリチウム製造・回収・貯蔵装置 | (18の2) | ロケット・UAV用熱電池 |
| (4) | 火薬又は爆薬の安定剤 | (16) | 振動試験装置等 | (49) | 白金触媒 | (19) | 航空機・船舶用重力計・重力勾配計 |
| (5) | 指向性エネルギー兵器等 | (17) | ガス遠心分離機ロータ用構造材料 | (50) | ヘリウム3 | (20) | ロケット・UAV発射台・支援装置 |
| (6) | 運動エネルギー兵器等 | (18) | ベリリウム | (51) | レニウム等の一次製品 | (21) | ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他 |
| (7) | 軍用車両・軍用仮設橋等 | (19) | 核兵器起爆用アルファ線源用物質 | (52) | 防爆構造の容器 | (22) | ロケット搭載用電子計算機 |
| (8) | 軍用船舶等 | (20) | ほう素10 | 3 化学兵器 | | (23) | ロケット・UAV用A/D変換器 |
| (9) | 軍用航空機等 | (21) | 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤 | (1) | 軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料 | (24) | 振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他 |
| (10) | 防潜網・魚雷防御網他 | (22) | るつぼ | (2) | 化学製剤用製造機械装置等 | (24の2) | ロケット設計用電子計算機 |
| (11) | 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等 | (23) | ハフニウム | 3の2 生物兵器 | | (25) | 音波・電波・光の減少材料・装置 |
| (12) | 軍用探照灯・制御装置 | (24) | リチウム | (1) | 軍用細菌製剤の原料 | (26) | ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム |
| (13) | 軍用細菌製剤・化学製剤等 | (25) | タングステン | (2) | 細菌製剤用製造装置等 | 5 先端材料 | |
| (13の2) | 軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物 | (26) | ジルコニウム | 4 ミサイル | | (1) | ふっ素化合物製品 |
| (14) | 軍用化学製剤用細胞株他 | (27) | ふっ素製造用電解槽 | (1) | ロケット・製造装置等 | (2) | ビニリデンフルオリド圧電重合体他 |
| (15) | 軍用火薬類の製造・試験装置等 | (28) | ガス遠心分離機ロータ製造装置等 | (1の2) | 無人航空機(UAV)・製造装置等 | (3) | 芳香族ポリイミド製品 |
| (16) | 兵器製造用機械装置等 | (29) | 遠心力式鈞合試験機 | (2) | ロケット誘導装置・試験装置等 | (4) | チタン・アルミニウム合金成形工具 |
| (17) | 軍用人工衛星又はその部分品 | (30) | フィラメントワインディング装置等 | (3) | 推進装置等 | (5) | チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等 |
| 2 原子力 | | (31) | レーザー発振器 | (4) | しごきスピニング加工機等 | (6) | 金属磁性材料 |
| (1) | 核燃料物質・核原料物質 | (32) | 質量分析計・イオン源 | (5) | サーボ弁、ポンプ、ガスタービン | (7) | ウランチタン合金・タングステン合金 |
| (2) | 原子炉・原子炉用発電装置等 | (33) | 圧力計・ペローズ弁 | (5の2) | ポンプに使用できる軸受 | (8) | 超電導材料 |
| (3) | 重水素・重水素化合物 | (34) | ソレノイドコイル形超電導電磁石 | (6) | 推進薬・原料 | (9) | 作動油 |
| (4) | 人造黒鉛 | (35) | 真空ポンプ | (7) | 推進薬の製造・試験装置等 | (10) | 潤滑剤 |
| (5) | 核燃料物質分離再生装置等 | (35の2) | スクロール型圧縮機等 | (8) | 推進薬の製造・試験装置等 | (11) | 振動防止用液体 |
| (6) | リチウム同位元素分離用装置等 | (36) | 直流電源装置 | (9) | 粉粒体用混合機等 | (12) | 冷媒用液体 |
| (7) | ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等 | (37) | 電子加速器・エックス線装置 | (10) | ジェットミル・粉末金属製造装置等 | (13) | セタミック粉末 |
| (8) | 周波数変換器等 | (38) | 衝撃試験機 | (11) | 複合材料製造装置等 | (14) | セラミック複合材料 |
| (9) | ニッケル粉・ニッケル多孔質金属 | (39) | 高速度の撮影が可能なカメラ等 | (12) | ノズル | (15) | ポリジメチルシラン・ポリシラン他 |
| (10) | 重水素・重水素化合物の製造装置等 | (40) | 干渉計・圧力測定器・圧力変換器 | (12) | ノズル・再突入機 先端部製造装置他 | (16) | ビスマレイド・芳香族ポリアミドイミド他 |
| (10の2) | ウラン・プルトニウム製造用装置等 | (41) | 核兵器起爆(試験)用貨物 | (13) | アイソスタチックプレス・制御装置 | (17) | ビニリデンフルオリド共重合体他 |
| (11) | しごきスピニング加工機等 | (42) | 光電子増倍管 | (14) | 複合材用の炉・制御装置 | (18) | フリアレグ・フリアフォーム・成型品等 |
| | | (43) | 中性子発生装置 | (15) | ロケット・UAV用構造材料 | (19) | ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアジオン他 |
| | | (44) | 遠隔操作のマニピュレーター | | | | |

| 項番 | 輸出許可品目名 | 項番 | 輸出許可品目名 | 項番 | 輸出許可品目名 | 項番 | 輸出許可品目名 |
|-------------------|------------------------|-----------------|---------------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 6 材料加工 | | (18) | 半導体基板 | (7の2) | 非球面光学素子 | (2の2) | 人工衛星等の制御装置等 |
| (1) | 軸受等 | (19) | レジスト | (8) | レーザー発振器等 | (3) | ロケット推進装置等 |
| (2) | 数値制御工作機械 | (20) | アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物、燐・砒素他の有機化合物 | (8の2) | レーザーマイクロフォン | (4) | 無人航空機等 |
| (3) | 歯車製造用工作機械等 | (21) | 燐・砒素・アンチモンの水素化物 | (9) | 磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他 | (5) | (1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等 |
| (4) | アイソスタチックプレス等 | (22) | 炭化けい素等 | (9の2) | 水中検知装置 | 14 その他 | |
| (5) | コーティング装置等 | 8 電子計算機 | | (10) | 重力計・重力勾配計 | (1) | 粉末状の金属燃料 |
| (6) | 測定装置等 | (1) | 電子計算機等 | (11) | レーダー等 | (2) | 火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質 |
| (7) | ロボット等 | 9 通信 | | (12) | 光反射率測定装置他 | (3) | ディーゼルエンジン等 |
| (8) | フィードバック装置他 | (1) | 伝送通信装置等 | (13) | 重力計製造装置・校正装置 | (4) | <削除> |
| (9) | 絞りスピニング加工機 | (2) | 電子交換装置 | (14) | 光検出器・光学部品材料物質他 | (5) | 自給式潜水用具等 |
| 7 エレクトロニクス | | (3) | 通信用光ファイバー | 11 航法装置 | | (6) | 航空機輸送土木機械等 |
| (1) | 集積回路 | (4) | <削除> | (1) | 加速度計等 | (7) | ロボット・制御装置等 |
| (2) | マイクロ波用機器・ミリ波用機器等 | (5) | フェーズドアレーアンテナ | (2) | ジャイロスコープ等 | (8) | 電気制動シャッター |
| (3) | 信号処理装置等 | (5の2) | 監視用方向探知器等 | (3) | 慣性航行装置 | (9) | 催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等 |
| (4) | 超電導材料を用いた装置 | (5の3) | 無線通信傍受装置等 | (4) | ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム | (10) | 簡易爆発装置等 |
| (5) | 超電導電磁石 | (5の4) | 受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置 | (4の2) | 水中ソナー航法装置等 | (11) | 爆発物探知装置 |
| (6) | 一次・二次セル、太陽電池セル | (5の5) | インターネット通信監視装置等 | (5) | (1)から(4の2)までの試験・製造装置他 | 15 機微品目 | |
| (7) | 高電圧用コンデンサ | (6) | (1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等 | 12 海洋関連 | | (1) | 無機繊維他を用いた成型品 |
| (8) | エンコーダ | (7) | 暗号装置等 | (1) | 潜水艇 | (2) | 電波の吸収材・導電性高分子 |
| (8の2) | サイリスターデバイス・サイリスターモジュール | (8) | 情報伝達信号漏洩防止装置等 | (2) | 船舶の部分品・附属装置 | (3) | 核熱源物質 |
| (8の3) | 電力制御用半導体素子 | (9) | 非暗号型情報通信システム | (3) | 水中回収装置 | (4) | デジタル伝送通信装置等 |
| (9) | サンプリングオシロスコープ | (10) | 盗聴検知機能通信ケーブルシステム等 | (4) | 水中カメラ等 | (4の2) | 簡易爆発装置の妨害装置 |
| (10) | 波形記憶装置 | (11) | (7)~(10)の設計・製造・測定装置他((9)の設計・製造・測定装置他) | (5) | 水中ロボット | (5) | 水中探知装置等 |
| (11) | デジタル計測用記録装置 | 10 センサー等 | | (6) | 密閉動力装置 | (6) | 宇宙用光検出器 |
| (12) | 信号発生器 | (1) | 水中探知装置等 | (7) | 回流水槽 | (7) | 送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー |
| (13) | 周波数分析器 | (2) | 光検出器・冷却器等 | (8) | 浮力材 | (8) | 潜水艇 |
| (14) | ネットワークアナライザー | (3) | センサー用の光ファイバー | (9) | 閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具 | (9) | 船舶用防音装置 |
| (15) | 原子周波数標準器 | (4) | 高速度撮影可能なカメラ等 | (10) | 妨害用水中音響装置 | (10) | ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等 |
| (15の2) | スプレー冷却方式の熱制御装置 | (5) | 反射鏡 | 13 推進装置 | | 【変更】・【追加】は | |
| (16) | 半導体製造装置等 | (6) | 宇宙用光学部品等 | (1) | ガスタービンエンジン等 | 2015年10月1日施行 | |
| (17) | マスク・レチクル等 | (7) | 光学器械又は光学部品の制御装置 | (2) | 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等 | 26 | |

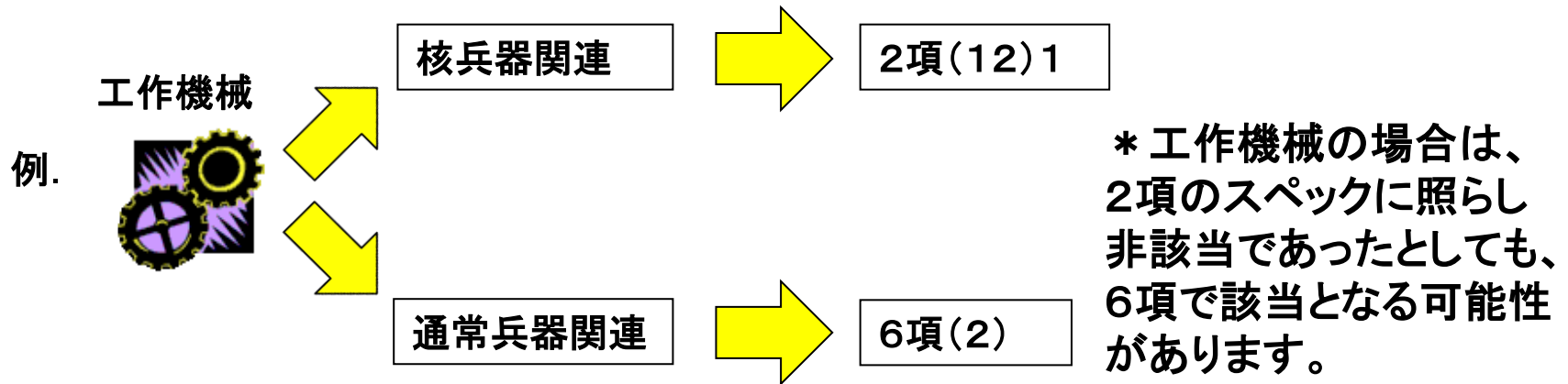
リスト規制の注意点①

1. 複数の項目により規制されている場合があります。

注意

例えば、炭素繊維は遠心分離機の方法、ミサイル材料、さらに、通常兵器の方法としても規制されています。
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3、等)

他にも。

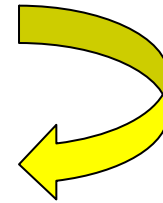


- 例. 衛星放送用のICチップウエハは
7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の両方の項番で規制されています。

リスト規制の注意点②

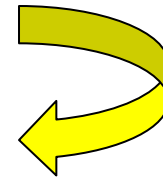
2. 最新の規制リストを参照しましょう。
(原則として、毎年、部分的に改正されます。)

直近のリスト改正は、2015年10月1日(施行日)です。



3. 部分品、附属品にも注意しましょう。

貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制されます。



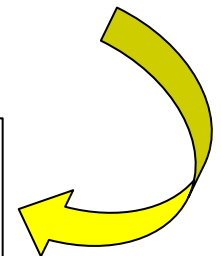
4. その他、俗に「GPS」と呼ばれる貨物など、一般的に使用されている名称がリスト記載されているわけではありませんので、注意しましょう。

4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ **衛星航法システムからの電波を受信する装置**であって、
次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)



(注) 安全保障貿易管理HPの貨物・技術のマトリクスにおいて、「読替が必要な用語(例)」を参照できます。

①大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)

リスト規制品以外のものであっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)
特に注意：懸念の強い貨物例(参考1) 40品目

対象地域 → 輸出管理を厳格に実施している27カ国(ホワイト国)を除く地域

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 ⇒ **インフォーム要件**

- ・経済産業省から輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 ⇒ **客観要件**

① **用途要件**(使用目的)

- ・輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるかどうか

② **需要者要件**(顧客)

- ・輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う(行っていた)かどうか
- ・**外国ユーザーリスト(参考2)** 掲載の企業・組織かどうか

| 品目 | 懸念される用途 |
|--------------------------|----------|
| 1. リン酸トリブチル(TBP) | 核兵器 |
| 2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維 | 核兵器、ミサイル |
| 3. チタン合金 | 核兵器、ミサイル |
| 4. マルエージング鋼 | 核兵器、ミサイル |
| 5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管 | 核兵器 |
| 6. しごきスピニング加工機 | 核兵器、ミサイル |
| 7. 数値制御工作機械 | 核兵器、ミサイル |
| 8. アイソスタチックプレス | 核兵器、ミサイル |
| 9. フィラメントワインディング装置 | 核兵器、ミサイル |
| 10. 周波数変換器 | 核兵器 |
| 11. 質量分析計又はイオン源 | 核兵器 |
| 12. 振動試験装置 | 核兵器、ミサイル |
| 13. 遠心力釣り合い試験器 | 核兵器、ミサイル |
| 14. 耐食性の圧力計・圧力センサー | 核兵器、ミサイル |
| 15. 大型の非破壊検査装置 | 核兵器、ミサイル |
| 16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置 | 核兵器 |
| 17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置 | 核兵器 |
| 18. 大型発電機 | 核兵器 |
| 19. 大型の真空ポンプ | 核兵器 |
| 20. 耐放射線ロボット | 核兵器 |

| 品目 | 懸念される用途 |
|---|--------------|
| 21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機 | 核兵器、ミサイル |
| 22. 放射線測定器 | 核兵器 |
| 23. 微粉末を製造できる粉碎器 | ミサイル |
| 24. カールフィッシャー方式の水分測定装置 | ミサイル |
| 25. プリプレグ製造装置 | ミサイル |
| 26. 人造黒鉛 | 核兵器、ミサイル |
| 27. ジャイロスコープ | ミサイル |
| 28. ロータリーエンコーダ | ミサイル |
| 29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む) | ミサイル |
| 30. クレーン車 | ミサイル |
| 31. 密閉式の発酵槽 | 生物兵器 |
| 32. 遠心分離器 | 生物兵器 |
| 33. 凍結乾燥機 | 生物兵器 |
| 34. 耐食性の反応器 | ミサイル、化学兵器 |
| 35. 耐食性のかくはん機 | ミサイル、化学兵器 |
| 36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器 | ミサイル、化学兵器 |
| 37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔 | ミサイル、化学兵器 |
| 38. 耐食性の充てん用の機械 | ミサイル、化学兵器 |
| 39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く) | ミサイル、生物・化学兵器 |
| 40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器 | ミサイル、生物・化学兵器 |

※34から38のミサイルは平成24年4月1日より追加。

1. 輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。
2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

シリアを仕向地として以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要！

| 品目 | 懸念される用途 |
|---|---------|
| 1. ドラフトチャンバー | 化学兵器 |
| 2. フルフェイスマスクの呼吸用保護 | 生物・化学兵器 |
| 3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他 | 化学兵器 |
| 4. ジエチレントリアミン(111-40-0) | 化学兵器 |
| 5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピリドスチグミン(101-26-8)、塩化オビドキシム(114-90-9) | 化学兵器 |
| 6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス | 生物兵器 |
| 7. バッチ式遠心分離器 | 生物兵器 |
| 8. 発酵槽 | 生物兵器 |
| 9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11. を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔 | 化学兵器 |
| 10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン | 生物兵器 |
| 11. 真空ポンプ又はその部分品 | 化学兵器 |
| 12. 化学物質の分析装置、検知装置等 | 化学兵器 |

(注) 3. から5. までの()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

外国ユーザーリスト(2016年3月改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要。

注)外国ユーザーリストは毎年改訂されますので、最新版を入手するようにしてください。

| 国名 | 掲載数 |
|----------|-----|
| アフガニスタン | 2 |
| アラブ首長国連邦 | 6 |
| イスラエル | 2 |
| イラン | 221 |
| インド | 4 |
| 北朝鮮 | 127 |
| シリア | 18 |
| 台湾 | 1 |
| 中国 | 44 |
| パキスタン | 34 |
| 香港 | 3 |
| 合計 | 462 |

各国別の掲載企業・組織数
(2016年3月29日版)

| No. | 国名、地域名 Country or Region | 企業名、組織名 Company or Organization | 別名 Also Known As | 懸念区分 Type of WMD |
|-----|---|------------------------------------|---|---------------------|
| 1 | アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan | Al Qa'ida/Islamic Army | <ul style="list-style-type: none"> Al Qaeda Islamic Salvation Foundation The Base The Group for the Preservation of the Holy Sites The Islamic Army for the Liberation of Holy Places The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders Usama Bin Laden Network Usama Bin Laden Organisation | 化学 C |
| 2 | アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan | Ummah Tameer E-Nau (UTN) | | 核 N |

| | | | | |
|-----|-----------------|----------------------------------|--|-------------------------|
| 461 | 香港 Hong Kong | Leader (Hong Kong) International | <ul style="list-style-type: none"> Leader (Hong Kong) International Trading Limited Leader International Trading Limited | 生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N |
| 462 | 香港 Hong Kong | Reekay Technology Limited | | ミサイル、核 M,N |

②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)

リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

対象地域 国連武器禁輸国・地域 (注1)

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 **インフォーム要件**
輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 **客観要件
(用途要件のみ)**
輸入先等において、通常兵器(注3)の開発等に用いられるか否か

対象となるもの リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

対象地域 一般国 (注2)

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 **インフォーム要件**
輸出許可申請をするよう経済産業大臣より通知を受けた場合

注1) 輸出令別表第3の2対象地域(国連武器禁輸国・地域等)(計11カ国・地域)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

注2) ホワイト国、国連武器禁輸国・地域を除くすべての国(イラン、シリア、中国、ロシア等)

注3) 通常兵器 : 核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要があります。

(1) リスト規制に該当するか否かを確認

(2) リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認

① 大量破壊兵器等キャッチオール規制(補完的輸出規制)

→ 用途や需要者に懸念があるか否か

② 通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)

→ 用途に懸念があるか否か

- 上記(1)又は(2)に該当する場合には、必要な書類を用意して窓口(経済産業本省又は経済産業局・通商事務所)に許可申請を行う。
- 上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合には、許可申請は不要。

該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)がリスト規制貨物等に該当ものであるか否かを判定すること(※)。

品目名と仕様(技術スペック)
により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

| 項番 | 輸出許可品目名 |
|-------|----------------------|
| 2 原子力 | |
| (1) | 核燃料物質・核原料物質 |
| (2) | 原子炉・原子炉用発電装置等 |
| (12) | 1 数値制御工作機械 2 測定装置 |

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様
(技術スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

輸出令及び貨物等省令のマトリックス

| 輸出令第2項 | | 貨物等省令第1条 | |
|----------------|--|------------------|---|
| 項番 | 項目 | 項番 | 項目 |
| | | | 輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。 |
| 輸出令第2項 (12) | 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。) | 貨物等省令第1条 第十四号 | 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの |

* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。

* 安全保障貿易管理HPの「輸出令及び貨物等省令のマトリックス」により参照可能。

※該非判定は、ダブルチェック体制としてください。

該非判定書について

- ・国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行する。
- ・社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手する。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠(該当or非該当)は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△商事 殿

商品名: ○○クリーナーA-30

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(1)
貨物等省令2条1項1号へ に該当

判定理由: 本商品はフッ化水素を80%含有してるため。

判定日: 平成28年7月○日

判定者: ××化学 ○○太郎(印)

●注意
判定書の発行は任意であり、様式は自由。

該非判定した年月日以降、法令改正は？

注意

- ・ 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- ・ 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- ・ 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

許可を要しない輸出特例

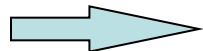
輸出令別表第1の1項の貨物(武器)の輸出には適用されない。

仮陸揚げ貨物



- ・輸出令第4条第1項第一号
- ・運用通達 4特例 4-1-1

無償貨物等



- ・輸出令第4条第1項第二号
- ・無償告示
- ・運用通達 4特例 4-1-2

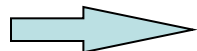
少額特例



- ・輸出令第4条第1項第四号
- ・告示貨物
- ・運用通達 4特例 4-1-4
(総価額=運用通達 1輸出の許可1-1(5)及び(6))

参考

リスト規制貨物であって、
他の貨物の部分を
なしているもの



- ・運用通達 1輸出の許可 1-1-(7)

少額特例の適用範囲

リスト規制貨物が下記に該当する場合には、指定された金額の範囲内で輸出許可が不要。

- イ) 総額は船積回数に拘らず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番毎の総額
- ロ) 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- ハ) 外貨建ての場合、日本銀行が公表する換算レート
- ニ) リスト規制技術は適用されない
- ホ) ホワイト国向け以外の輸出には、大量破壊兵器や通常兵器の開発等のために用いられる虞がある場合などには適用されない

| 輸出令別表第一の項番 | | 輸出令別表第四の地域以外 | 輸出令別表第四の地域 |
|------------|--------|--------------|------------|
| 1の項 | | × | |
| 2～4の項 | | × | |
| 5～13 の項 | 告示貨物※ | 5万円以下 | |
| | 告示貨物以外 | 100万円以下 | |
| 14の項 | | × | |
| 15の項 | | 5万円以下 | |
| 16の項 | | × | |

※告示で定める貨物: 輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物

内蔵品

- 他の貨物の部分をなしているもの(内蔵品)
「輸出貿易管理令の運用について」
1-1(7)(イ)(輸出令別表第1の解釈)

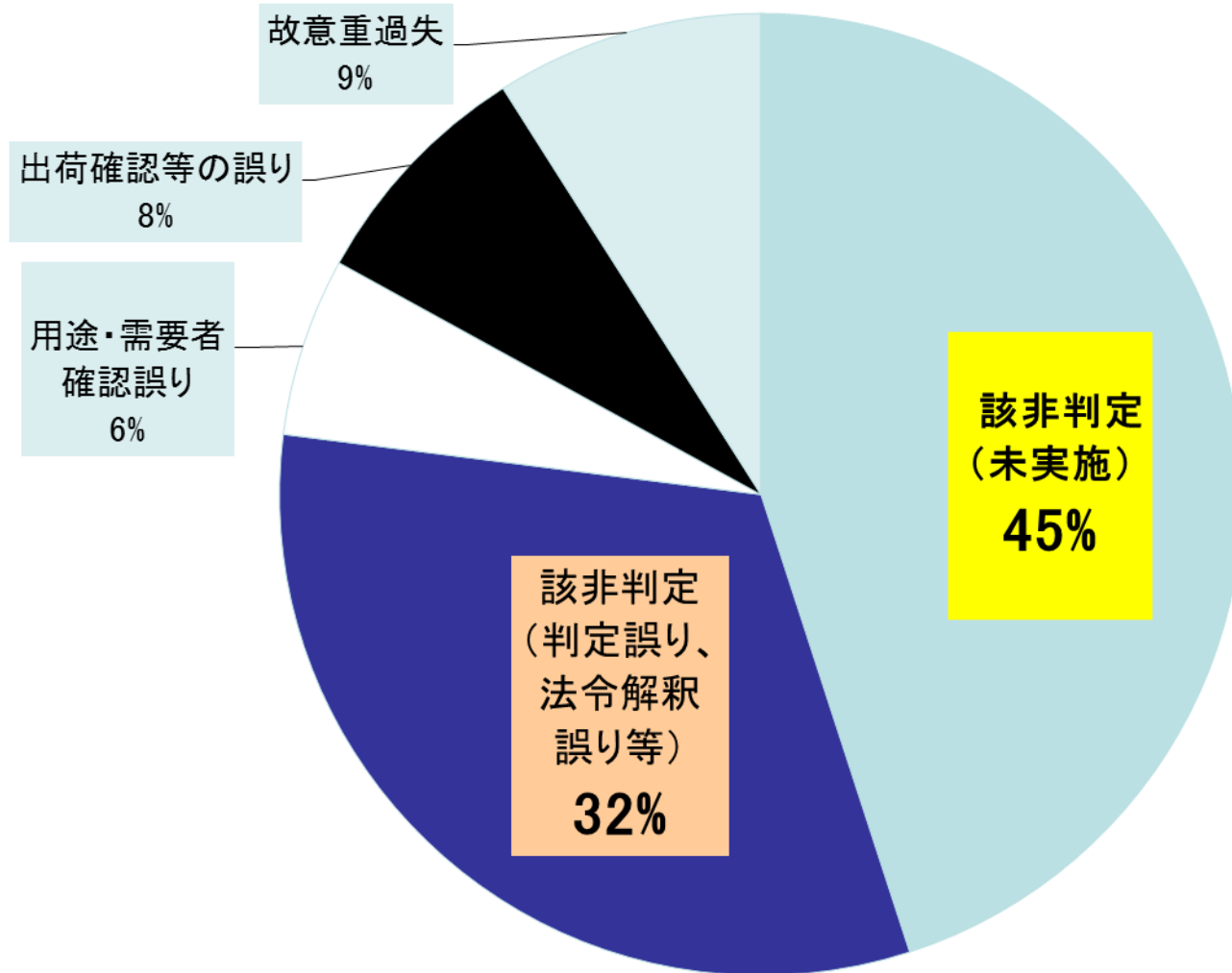


他の貨物の部分をなしているもので、主要な要素ではなく、分離しがたいと判断されるものは、非該当(電子部品の半田付け、価額の10%以下等)



内蔵品であっても該非判定が必要

最近の違反原因分析(2014年)



(がいひ はんてい)

注) 該非判定：輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

違反事例<許可不要と誤解①>

事例: 民生用途

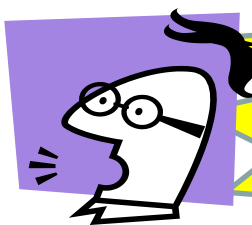


民生品だから
輸出許可不要
のはず

許可を取らずに輸出



後日...



該非判定書を
確認したら、
輸出許可が
必要な貨物
だった!

このようなことにならないために

違反防止のポイント

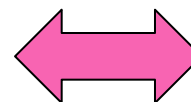


- 民生品であっても、輸出許可が必要か否かを確認してください。(該非確認)
- 該当品の場合は、経済産業大臣の輸出許可が必要です。

● 該非判定(該非確認)のためには...

購入先から該非判定書等
を入手

自社で貨物等の性能
を確認



購入品であっても、必ず自社で判定結果を再確認しましょう。違反の場合は基本的に輸出者が責任を負うこととなります。

違反事例<許可不要と誤解②>

事例

自社の海外子会社との取引なら、輸出許可は不要なのでは？

無償サンプルの提供は販売ではないので、輸出に当たらないのでは？

国内工場で使用していた中古の設備なら、輸出許可は不要なのでは？

違反防止のポイント

輸出先が自社の関連企業であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要です。

自社関連企業か否かは判断基準になりません。

無償サンプルの提供であっても、リスト規制貨物の場合は輸出許可が必要です。

有償か否かは判断基準になりません。


中古品であってもリスト規制貨物の場合は輸出許可が必要です。

中古品か否かは判断基準になりません。

違反事例<法令の誤判断①>

事例:古い判定結果で判断

判定書
...
非該当
判定日
2000年1月



昔の判定だけど、
今でも非該当
だろう。

最新の規制内容を
確認することなく
無許可で輸出



後日...



規制内容の改訂を見落とし
ていた!

このようなことにならないために

国際的な輸出管理のとりきめに合わせ、
リスト規制の内容は改訂されることがあります。

違反防止のポイント

- リスト規制に関する最新の情報を入手しましょう。
- 該非判定をする際は、最新の規制内容に基づいて行うことが必要です。
- 規制内容が変更した時には該非判定結果の見直しを行いましょう。



●最新情報の入手には...

経済産業省の安全保障貿易管理HP等を確認。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



違反事例<法令の誤判断②>

事例: 少額特例の適用ミス

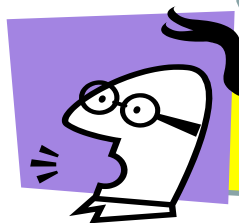


複数回に分けて
船積みすれば、
少額特例が適用
できるはず。

少額特例が適用
できる金額まで
Invoiceを分割し
て輸出



後日...



少額特例の適用
可否は契約書の
金額で判断だっ
た!

このようなことにならないために

違反防止のポイント

- 少額特例の適用可否は、契約書記載の金額等で判断することになります。
- 少額特例の適用額は、貨物によって異なります。事前に貨物の項番を確認しましょう。また、項番によっては、少額特例を適用できない場合もあります。



以下の場合には少額特例が適用できません。

1. 仕向地が北朝鮮、イラン、イラクの場合
2. リスト規制技術を提供する場合

少額特例に関するQ&A

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda11.html>

許可申請・各種問い合わせ窓口

1. 許可申請先は、安全保障貿易管理ホームページの「申請手続き」の「個別許可申請」の「申請書類・窓口一覧」からご覧になれます。ここに記載のある申請窓口に、様式・添付書類を準備したうえで申請願います。

注意 貨物及び仕向地により申請窓口が異なりますので、ご確認ください。

2. お問い合わせ等は、下記の内容に応じてご連絡願います。

(1) 制度の概要や法令の解釈のお問い合わせ／ホームページへのご意見は、

安全保障貿易管理課 TEL: 03-3501-2800

(2) 申請手続き、該非判定の相談、キャッチオール事前相談、通常兵器補完的輸出規制、包括許可制度についてのお問い合わせは、

安全保障貿易審査課 TEL: 03-3501-2801

注意

- リスト規制に関しては、該当する規制リスト項目、輸出貨物(技術)の技術的仕様を、
- キャッチオール規制に関しては、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを、それぞれ、お手元にご用意のうえ、ご連絡ください。

(3) 輸出管理内部規程(CP)についてのご相談／不正輸出のご連絡は、

安全保障貿易検査官室 TEL: 03-3501-2841

(4) 輸出管理についての一般的なお問い合わせは、

安全保障貿易 案内窓口 TEL: 03-3501-3679

輸出貿易管理令別表第2

安全保障以外の輸出管理の目的は、国際協調等のためである。(外為法第48条第3項)

- (1) 国際収支の均衡維持
- (2) 外国貿易及び国民経済の健全な発展
- (3) 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行
- (4) 国際平和のための国際的な努力への我が国としての寄与
- (5) 我が国の平和及び安全の維持のための閣議決定の実施

輸出貿易管理令別表第2

- **輸出貿易管理令別表第2による規制事項**

- (1) 国内需給調整
- (2) 輸出秩序維持
- (3) 国際協定等の遵守
- (4) 輸出禁制物資の管理

- **経済産業大臣の輸出の承認が必要**

ダイヤモンド、漁船、ワシントン条約、バーゼル条約、
モントリオール議定書等関連貨物

輸出貿易管理令別表2

輸出貿易管理令別表第2対象貨物に係る申請窓口等一覧

| 貨物番号 | 輸出承認品目名 | 担当課・班 |
|------|---|--------------------------|
| 1 | ダイヤモンド原石 | 貿易審査課 知的財産関連物品貿易審査班 |
| 19 | 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 第2条第1項に規定する血液製剤 | 貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班 |
| 20 | 核燃料物質、核原料物質(使用済燃料を含む) | |
| 21 | 放射性廃棄物等 | |
| 21の2 | 放射性同位元素 | |
| 21の3 | 麻薬、向精神薬原材料等 | 貿易審査課 化学品貿易審査班 |
| 25 | 漁船 | 貿易審査課 原子力・有害廃棄物等貿易審査班 |
| 28 | ふすま、米ぬか、麦ぬか | 農水産室 農林畜産班 |
| 29 | 一部動物の配合飼料 | |
| 30 | 椎茸の種菌等 | |
| 32 | せん、かば及びびならの丸太 | 農水産室 農林畜産班 |
| 33 | ウナギの稚魚 | 農水産室 水産班 |
| 34 | 冷凍あさり等 | |

輸出貿易管理令別表2

| 貨物番号 | 輸出承認品目名 | 担当課・班 |
|---------|---|------------------|
| 35 | オゾン層を破壊する物質 | 貿易審査課 |
| 35の2(1) | 特定有害廃棄物(農水産室関連以外) | 原子力・有害廃棄物等貿易審査班 |
| | 特定有害廃棄物(農水産室関連) | 農水産室 |
| 35の2(2) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に規定する廃棄物 | 農水産室 |
| | | 各経済産業局 |
| 35の3 | 有害化学物質 (PIC関連及び化審法・労安法関連) | 貿易審査課 化学品貿易審査班 |
| 35の4 | 水銀 | |
| | 特定水銀使用製品 及びこれを部品として使用する製品 | |
| 36 | ワシントン条約(加工品等) | 貿易審査課 野生動植物貿易審査班 |
| | ワシントン条約(生きているもの等。 ただし、各経済産業局にて承認する植物を除く) | 農水産室 野生動植物貿易班 |
| | ワシントン条約(サボテン科全種、人工繁殖もの のそてつ科全種、アロエ属全種、人工繁殖もの のらん科全種、シクラメン属全種) | 各経済産業局 |

輸出貿易管理令別表2

| 貨物番号 | 輸出承認品目名 | 担当課・班 |
|------|--|------------------------|
| 37 | 希少野生動植物の個体・卵・器官(剥製・加工品) | 貿易審査課野生動植物貿易審査班 |
| | 希少野生動植物の個体・卵・器官(生きているもの等) | 農水産室 野生動植物貿易班 |
| 38 | かすみ網 | 各経済産業局 |
| 39 | 偽造、変造通貨等 | 各税関 |
| 40 | 反乱せん導書籍等 | |
| 41 | 風俗を害する書籍等 | |
| 42 | 削除(麻薬、大麻、覚醒剤等)26.7.25 | |
| 43 | 国宝、重要文化財等 | |
| 44 | 仕向国における特許権等を侵害すべき貨物 | 貿易審査課 知的財産関連物品貿易審査班 |
| 45 | 関税法第69条の12第1項の認定手続きが執られた貨物 (育成者権侵害貨物) | 農水産室 農林畜産班 |
| | 関税法第69条の12第1項の認定手続きが執られた貨物 (その他の権利侵害貨物) | 貿易審査課 知的財産関連物品貿易審査班 |

照会先(電話番号)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 03-3501-1659

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室 03-3501-0532

中部経済産業局地域経済部国際課 052-951-4091

北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置

18.10北朝鮮核実験

国際連合安全保障理事会決議第1718号(平成18年10月14日採択)

21.5.25北朝鮮核実験

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について
(平成21年6月16日閣議決定)

輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成21年6月16日公布、平成21年6月18日施行)

閣議決定により措置継続

- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成22年4月9日公布、平成22年4月9日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成23年4月8日公布、平成23年4月8日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成24年4月6日公布、平成24年4月6日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成25年4月10日公布、平成25年4月10日施行)
- ・輸出貿易管理令の一部を改正する政令(平成27年4月3日公布、平成27年4月3日施行)

平成29年4月13日まで輸出禁止措置延長

北朝鮮への輸出禁止措置の例外

- 国際連合、国際赤十字等の機関に対して無償で輸出される医薬品、食糧、衣料等
- 受取人の個人的使用に供される衣料、食糧、書籍類等
(国際郵便で送付される小包郵便物等に限る。)

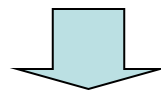
(お問い合わせ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

03-3501-0538(直通)

輸出承認を要する特殊な貿易

外国にある者に対して加工を委託する委託加工貿易契約（逆委託加工契約）によるもので、経済産業大臣が指定した加工（皮革関係の特定の加工）の輸出



承認を要する

我が国の企業への影響等の観点から管理が行われている（輸出令第2条第1項第2号）

輸出貿易管理令別表第2(特例)-①

—輸出の承認を要しない貨物—

輸出令別表第5に掲げる貨物は、貨物の性質、輸出の目的、外交上の理由等から、輸出の承認を要しない。

1. 無償の救じゅつ品
2. 総価額200万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品(経済産業大臣が定めるもの)
- ・
- ・
14. 無償で輸出すべきものとして. . . . 経済産業大臣が告示で定めるもの。
15. 無償で輸入すべきものとして. . . . 経済産業大臣が告示で定めるもの。

特例が適用されない貨物に注意！

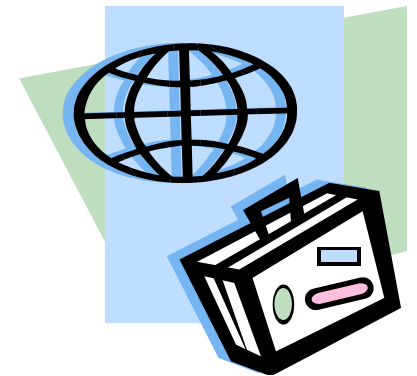
輸出貿易管理令別表第2(特例)-②

一 輸出の承認を必要としない携帯品等 一

- ・一時的に出国する者又は一時的に入国して出国する者の携帯品、職業用具
- ・永住のために出国する者の携帯品、職業用具、引越荷物
- ・船舶又は航空機の乗組員の私物等

特例が適用されない貨物に注意！

- ・ダイヤモンド(キンバリープロセス)
- ・一時的入国者にかかるワシントン条約等該当物品
- ・別表第2の2(奢侈品)の貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合



輸出貿易管理令別表第2(特例)-③

— 輸出令別表第2の貨物に適用される少額特例 —

| | 貨物の区分 | 金額 |
|---|--|------|
| 1 | 別表2の21の3の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの | 30万円 |
| 2 | 別表第2の28、29及び32の項の中欄に掲げる貨物 | 15万円 |
| 3 | 別表第2の19及び33の項の中欄に掲げる貨物 | 5万円 |
| 4 | 別表第2の30及び34の項の中欄に掲げ貨物 | 3万円 |

契約単位の金額であり、インボイス金額で考えない！

最後に

- 税関手続きに不明な点がある場合には、
時間的余裕を持って相談して下さい。

税関相談官(本関) 052-654-4100

(中部空港支署) 0569-38-7600

(外郵出張所) 0569-38-1524

業務部 特別審査官(第1) 052-654-4086

税関ホームページの活用



ご清聴ありがとうございました。

名古屋税関 業務部
特別審査官(第1担当)